

山口市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、山口市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項の検討に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、総務部次長をもって充て、幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、本部長の命を受けて本部の事務を処理する。

(部会)

第7条 幹事会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、幹事長の指名する者によって組織する。

(行政改革委員会)

第8条 本部に行政改革委員会を置く。

2 行政改革委員会は、本部の所掌事務に関し、本部長の指示する重要事項について調整を行う。

3 行政改革委員会は、副本部長の主宰の下に、次に掲げる者をもって組織する。ただし、必要に応じて、関係本部員を委員として加えることができる。

(1) 総務部長

(2) 総合政策部長

(3) 総務部次長

(4) 総合政策部次長

4 行政改革委員会は、必要に応じて、関係職員の意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

教育長
上下水道事業管理者
総務部長
総合政策部長
交流創造部長
地域生活部長
環境部長
健康福祉部長
こども未来部長
商工振興部長
農林水産部長
都市整備部長
小郡総合支所長
秋穂総合支所長
阿知須総合支所長
徳地総合支所長
阿東総合支所長
上下水道局長
会計管理者
消防本部消防長
市議会事務局長
教育部長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長

別表2(第6条関係)

総務部次長
総合政策部次長
交流創造部次長
地域生活部次長
環境部次長
健康福祉部次長
こども未来部次長
商工振興部次長
農林水産部次長
都市整備部次長
小郡総合支所副総合支所長
秋穂総合支所副総合支所長
阿知須総合支所副総合支所長
徳地総合支所副総合支所長
阿東総合支所副総合支所長
上下水道局次長
消防本部次長
市議会事務局参事
教育部次長
総務部総務課長
総務部デジタル推進課長
総務部職員課長
総合政策部企画経営課長
総合政策部財政課長